

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、介護保険関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選択の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県玉野市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。(サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領及び申請システムによる基幹システムへの取り込みを含む) 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給権者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限
③システムの名称	介護保険システム、介護保険認定審査支援システム、マイナポータル(サービスの検索・電子申請機能)、申請管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
・介護資格ファイル ・介護保険料賦課・徴収ファイル ・介護受給者台帳ファイル ・介護給付実績ファイル ・介護特別徴収対象者情報ファイル ・宛名情報ファイル ・介護予防支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表100の項並びに介護保険法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、131の項、132の項、133の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市(健康福祉部長寿介護課介護保険係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5534
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	必ず複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を経ることとしている。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧可能となるよう、システムのアクセス制限を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516	玉野市(健康福祉部長寿介護課介護保険係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5534	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和3年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。(サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領を含む) 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限	事前	
令和5年2月2日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。(サービス検索・電子申請機能での申請・届出受領を含む) 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限	事前	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	介護保険システム、介護保険認定審査支援システム、マイナポータル(サービスの検索・電子申請機能)、申請管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	事前	
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68並びに介護保険法	番号法第9条第1項、別表100の項並びに介護保険法	事後	
令和6年12月20日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二項番1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、106、109、110、117	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、131の項、132の項、133の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項 132の項	事後	